

意見書案第2号

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年3月16日提出

花巻市議会議長 藤原晶幸様

提出者 花巻市議会産業建設常任委員会
委員長 近村晴男

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに対する 意見書

国が本年1月に示した令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しは、国是でもある主要農産物の食料自給率向上に影響を与えかねない問題をはらんでいる内容と言わざるを得ません。

特に、交付対象から除外される農地が生ずることは、これまでの国の方針にのっとり農地の集積・集約を進め、産地づくりに取り組んできた農業生産者や農業経営体に与える影響は大きく、農地としての維持はもとより、耕作が困難となり耕作放棄地の増加や離農者の増加につながる懸念が大きいことから、関係者からは本制度見直しの撤回を求める声が強く出されています。

また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価見直しについても、特に輸入乾牧草の高騰が続いている現況下において、令和4年度からの運用は性急に過ぎ、貸手側、借手側双方の関係者に混乱を生じさせています。

さらに、圃場整備に取り組む地区にあっては、営農計画の再検討が必須となり、地域特性を生かした集落営農の推進に対する影響は計り知れません。

このことから、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しについては、下記事項について確実な実現を図られるよう強く求めます。

記

- 1 制度の見直しにより交付対象水田から除外される農地が生ずることは、農地の維持や農業水利施設の管理が困難となることが想定され、結果的に国土の荒廃にもつながるおそれがあることから、実施に当たっては、離農者及び耕作放棄地の増加を招くことのないよう、地域の実情に合った制度内容とすること。
- 2 国土保全と農地及び集落維持を図るため、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、土地利用型の営農形態にあっても、農業生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める新たな支援措置を速やかに講ずること。
- 3 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中において、今回の多年生作物の扱いの見直しによって交付金が削減された場合には賃借

料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する応分の支援を加味した内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月16日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

花巻市議会議長 藤原晶幸